

| 改定前(2009年7月1日付)   | 改定後(2010年3月31日付)  |
|---|---|
| <b>第2条(定義)</b><br>(15)「接続機器」とは、本サービスを利用するためには必要な接続機器として当社が指定するモード等の機器をいいます。なお、会員が接続機器をレンタルして利用する場合は、当社または指定レンタル事業者が別途定める「接続機器レンタル規約」の条件に従うものとします。 | <b>第2条(定義)</b><br>(15)「接続機器」とは、本サービスを利用するためには必要な接続機器として当社が指定するモード等の機器をいいます。なお、会員が接続機器をレンタルして利用する場合は、当社が別途定める「接続機器レンタル規約」の条件に従うものとします。 |
| <b>第2条(定義)</b><br>(16)「指定レンタル事業者」とは、接続機器を会員に対して貸与する事業者として当社が指定する事業者をいいます。   | <b>第2条(定義)</b><br>(16)削除  |
| <b>第10条(住所の移転)</b><br>8. 本条に従い会員が本サービスを解約する場合、会員は、当社または指定レンタル事業者の指示に従い、貸与された接続機器を返還するものとします。  | <b>第10条(住所の移転)</b><br>8. 本条に従い会員が本サービスを解約する場合、会員は、当社の指示に従い、貸与された接続機器を返還するものとします。  |
| <b>第11条(会員が行う契約の解約)</b><br>2. 会員が解約する場合、会員は、当社または指定レンタル事業者の指示に従い、貸与された接続機器を返還するものとします。  | <b>第11条(会員が行う契約の解約)</b><br>2. 会員が解約する場合、会員は、当社の指示に従い、貸与された接続機器を返還するものとします。  |
| <b>第23条の2(会員による本サービスの利用休止と利用再開)</b><br>3. 会員の利用休止期間が12ヶ月を超えた場合、会員は、当社または指定レンタル事業者の指示に従い、貸与された接続機器を返還する必要があります。                                    | <b>第23条の2(会員による本サービスの利用休止と利用再開)</b><br>3. 会員の利用休止期間が12ヶ月を超えた場合、会員は、当社の指示に従い、貸与された接続機器を返還する必要があります。                                    |

| 改定前(2009年7月1日付)   | 改定後(2010年3月31日付)  |
|---|---|
| <b>第2条(定義)</b><br>(8)「接続機器」とは、本サービスを利用するためには必要な接続機器として当社の指定するVDSLモード、光BBユニット等の機器をいいます。なお、会員が接続機器のレンタルを受ける場合は、当社または指定レンタル事業者が別途定める「接続機器レンタル規約」の条件に従うものとします。  | <b>第2条(定義)</b><br>(8)「接続機器」とは、本サービスを利用するためには必要な接続機器として当社の指定するVDSLモード、光BBユニット等の機器をいいます。なお、会員が接続機器のレンタルを受ける場合は、当社が別途定める「接続機器レンタル規約」の条件に従うものとします。  |
| <b>第2条(定義)</b><br>(9)「指定レンタル事業者」とは、接続機器を会員に対して貸与する事業者として当社が指定する事業者をいいます。  | <b>第2条(定義)</b><br>(9)削除   |
| <b>第32条(無線LANカードに関する特約)</b><br>1. 接続機器のうち無線LANカードは、当社または指定レンタル事業者が定める「接続機器レンタル規約」が適用になるものとします。<br>2. 当社または指定レンタル事業者が別途定める「接続機器レンタル規約」の規定に従らず、会員が無線LANカードのレンタルを本サービスと別に申し込んだ場合は、無線LANカードのレンタル料金については、無線LANカードが会員に到達した時期に係らず、その申込日から起算して7日目の日が属する月の翌月1日から発生するものとします。<br>3. サービス契約が終了した日の属する月の翌月20日(20日が土日祝日の場合は翌営業日)までに、会員が無線LANカード等の接続機器を当社または指定レンタル事業者に返還しない場合、「接続機器レンタル規約」の規定に従らず、当社または指定レンタル事業者は会員に対し所定の違約金を請求できるものとし、会員はこれを支払う義務を負うものとします。 | <b>第32条(無線LANカードに関する特約)</b><br>1. 接続機器のうち無線LANカードは、当社が定める「接続機器レンタル規約」が適用になるものとします。<br>2. 当社が別途定める「接続機器レンタル規約」の規定に従らず、会員が無線LANカードのレンタルを本サービスと別に申し込んだ場合は、無線LANカードのレンタル料金については、無線LANカードが会員に到達した時期に係らず、その申込日から起算して7日目の日が属する月の翌月1日から発生するものとします。<br>3. サービス契約が終了した日の属する月の翌月20日(20日が土日祝日の場合は翌営業日)までに、会員が無線LANカード等の接続機器を当社に返還しない場合、「接続機器レンタル規約」の規定に従らず、当社は会員に対し所定の違約金を請求できるものとし、会員はこれを支払う義務を負うものとします。 |

| 改定前(2009年7月1日付)   | 改定後(2010年3月31日付)  |
|---|---|
| <b>第2条(定義)</b><br>(25)「指定レンタル事業者」とは、接続機器を会員に対してレンタルする事業者として当社が指定する事業者をいいます。   | <b>第2条(定義)</b><br>(25)削除  |
| <b>第34条(接続機器に関する特約)</b><br>1. 接続機器のうち無線LANカードは、当社または指定レンタル事業者が定める「接続機器レンタル規約」が適用になるものとします。<br>2. 当社または指定レンタル事業者が別途定める「接続機器レンタル規約」の規定に従らず、会員が無線LANカードのレンタルを本サービスと別に申し込んだ場合は、無線LANカードのレンタル料金については、無線LANカードが会員に到達した時期に係らず、その申込日から起算して7日目の日が属する月の翌月1日から発生するものとします。<br>3. サービス契約が終了した日の属する月の翌月20日(20日が土日祝日の場合は翌営業日)までに、会員が無線LANカード等の接続機器を当社または指定レンタル事業者に返還しない場合、「接続機器レンタル規約」の規定に従らず、当社または指定レンタル事業者は会員に対し所定の違約金を請求できるものとし、会員はこれを支払う義務を負うものとします。 | <b>第34条(接続機器に関する特約)</b><br>1. 接続機器のうち無線LANカードは、当社が定める「接続機器レンタル規約」が適用になるものとします。<br>2. 当社が別途定める「接続機器レンタル規約」の規定に従らず、会員が無線LANカードのレンタルを本サービスと別に申し込んだ場合は、無線LANカードのレンタル料金については、無線LANカードが会員に到達した時期に係らず、その申込日から起算して7日目の日が属する月の翌月1日から発生するものとします。<br>3. サービス契約が終了した日の属する月の翌月20日(20日が土日祝日の場合は翌営業日)までに、会員が無線LANカード等の接続機器を当社に返還しない場合、「接続機器レンタル規約」の規定に従らず、当社は会員に対し所定の違約金を請求できるものとし、会員はこれを支払う義務を負うものとします。 |

| 改定前(2009年10月1日付)  | 改定後(2010年3月31日付)  |
|---|---|
| <b>第2条(定義)</b><br>(24)「指定レンタル事業者」とは、接続機器を会員に対してレンタルする事業者として当社が指定する事業者をいいます。   | <b>第2条(定義)</b><br>(24)削除  |
| <b>第35条(無線LANカードに関する特約)</b><br>1. 接続機器のうち無線LANカードは、当社または指定レンタル事業者が定める「接続機器レンタル規約」が適用になるものとします。<br>2. 当社または指定レンタル事業者が別途定める「接続機器レンタル規約」の規定に従らず、会員が無線LANカードのレンタルを本サービスと別に申し込んだ場合は、無線LANカードのレンタル料金については、無線LANカードが会員に到達した時期に係らず、その申込日から起算して7日目の日が属する月の翌月1日から発生するものとします。<br>3. サービス契約が終了した日の属する月の翌月20日(20日が土日祝日の場合は翌営業日)までに、会員が無線LANカード等の接続機器を当社または指定レンタル事業者に返還しない場合、「接続機器レンタル規約」の規定に従らず、当社または指定レンタル事業者は会員に対し所定の違約金を請求できるものとし、会員はこれを支払う義務を負うものとします。 | <b>第35条(無線LANカードに関する特約)</b><br>1. 接続機器のうち無線LANカードは、当社が定める「接続機器レンタル規約」が適用になるものとします。<br>2. 当社が別途定める「接続機器レンタル規約」の規定に従らず、会員が無線LANカードのレンタルを本サービスと別に申し込んだ場合は、無線LANカードのレンタル料金については、無線LANカードが会員に到達した時期に係らず、その申込日から起算して7日目の日が属する月の翌月1日から発生するものとします。<br>3. サービス契約が終了した日の属する月の翌月20日(20日が土日祝日の場合は翌営業日)までに、会員が無線LANカード等の接続機器を当社に返還しない場合、「接続機器レンタル規約」の規定に従らず、当社は会員に対し所定の違約金を請求できるものとし、会員はこれを支払う義務を負うものとします。 |

| 「Yahoo! BB 光 マンションサービス規約(ホールセール)」新旧対照表  |   |
|---|---|
| 改定前(2009年7月1日付)   | 改定後(2010年3月31日付)  |
| 第2条(定義)<br>(24)「指定レンタル事業者」とは、接続機器を会員に対してレンタルする事業者として当社が指定する事業者をいいます。  | 第2条(定義)<br>(24)削除   |
| 第9条(住所の移転)<br>3.本条に従い会員が本サービスを解約する場合、会員は、当社または指定レンタル事業者の指示に従い、貸与された接続機器を返還するものとします。   | 第9条(住所の移転)<br>3.本条に従い会員が本サービスを解約する場合、会員は、当社の指示に従い、貸与された接続機器を返還するものとします。   |
| 第20条(会員によるサービス契約の解除)<br>2.本条に従い会員が本サービスを解約する場合、会員は、当社または指定レンタル事業者の指示に従い、貸与された接続機器を返還するものとします。   | 第20条(会員によるサービス契約の解除)<br>2.本条に従い会員が本サービスを解約する場合、会員は、当社の指示に従い、貸与された接続機器を返還するものとします。   |
| 第31条(無線LANカードに関する特約)<br>1.接続機器のうち無線LANカードは、当社または指定レンタル事業者が定める「接続機器レンタル規約」が適用になるものとします。<br>2.当社または指定レンタル事業者が別途定める「接続機器レンタル規約」の規定に係らず、会員が無線LANカードのレンタルを本サービスと別に申し込んだ場合は、無線LANカードのレンタル料金については、無線LANカードが会員に到達した時期に係らず、その申込日から起算して7日目の日が属する月の翌月1日から発生するものとします。<br>3.サービス契約が終了した日の属する月の翌月20日(20日が土日祝日の場合は翌営業日)までに、会員が無線LANカード等の接続機器を当社または指定レンタル事業者に返還しない場合、「接続機器レンタル規約」の規定に係らず、当社または指定レンタル事業者は会員に対し所定の違約金を請求できるものとし、会員はこれを支払う義務を負うものとします。   | 第31条(無線LANカードに関する特約)<br>1.接続機器のうち無線LANカードは、当社が定める「接続機器レンタル規約」が適用になるものとします。<br>2.当社が別途定める「接続機器レンタル規約」の規定に係らず、会員が無線LANカードのレンタルを本サービスと別に申し込んだ場合は、無線LANカードのレンタル料金については、無線LANカードが会員に到達した時期に係らず、その申込日から起算して7日目の日が属する月の翌月1日から発生するものとします。<br>3.サービス契約が終了した日の属する月の翌月20日(20日が土日祝日の場合は翌営業日)までに、会員が無線LANカード等の接続機器を当社に返還しない場合、「接続機器レンタル規約」の規定に係らず、当社は会員に対し所定の違約金を請求できるものとし、会員はこれを支払う義務を負うものとします。   |
| 「Yahoo! BB 光シティサービス規約」新旧対照表   |   |
| 改訂前(2009年7月1日付)   | 改訂後(2010年3月31日付)  |
| 第2条(定義)<br>(18)「指定レンタル事業者」とは、接続機器を会員に対してレンタルする事業者として当社が指定する事業者をいいます。  | 第2条(定義)<br>(18)削除   |
| 第29条(接続機器に関する特約)<br>1.接続機器のうち無線LANカードは、当社または指定レンタル事業者が定める「接続機器レンタル規約」が適用になるものとします。<br>2.当社または指定レンタル事業者が別途定める「接続機器レンタル規約」の規定に係らず、会員が無線LANカードのレンタルを本サービスと別に申し込んだ場合は、無線LANカードのレンタル料金については、無線LANカードが会員に到達した時期に係らず、その申込日から起算して7日目の日が属する月の翌月1日から発生するものとします。<br>3.サービス契約の終了後30日以内に会員が無線LANカード等の接続機器を当社または指定レンタル事業者に返還しない場合、レンタル規約の定めに係らず、当社または指定レンタル事業者は会員に対し所定の違約金を請求できるものとし、会員はこれを支払う義務を負うものとします。  | 第29条(接続機器に関する特約)<br>1.接続機器のうち無線LANカードは、当社が定める「接続機器レンタル規約」が適用になるものとします。<br>2.当社が別途定める「接続機器レンタル規約」の規定に係らず、会員が無線LANカードのレンタルを本サービスと別に申し込んだ場合は、無線LANカードのレンタル料金については、無線LANカードが会員に到達した時期に係らず、その申込日から起算して7日目の日が属する月の翌月1日から発生するものとします。<br>3.サービス契約の終了後30日以内に会員が無線LANカード等の接続機器を当社に返還しない場合、レンタル規約の定めに係らず、当社は会員に対し所定の違約金を請求できるものとし、会員はこれを支払う義務を負うものとします。  |
| 「BBフォン利用規約」新旧対照表  |   |
| 改定前(2010年2月1日付)   | 改定後(2010年3月31日付)  |
| 第2条(定義)<br>(6)「接続機器」とは、本サービスを利用するため必要な接続機器として当社が指定するアダプタ等の機器をいいます。なお、会員が接続機器をレンタルして利用する場合は、当社または指定レンタル事業者が別途定める「接続機器レンタル規約」の条件に従うものとします。<br>(7)「指定レンタル事業者」とは、接続機器を会員に対してレンタルする事業者として当社が指定する事業者をいいます。  | 第2条(定義)<br>(6)「接続機器」とは、本サービスを利用するため必要な接続機器として当社が指定するアダプタ等の機器をいいます。なお、会員が接続機器をレンタルして利用する場合は、当社が別途定める「接続機器レンタル規約」の条件に従うものとします。<br>(7)削除   |
| 第9条(住所の移転)<br>8.本条に従い会員が本サービスを解約する場合、会員は、当社または指定レンタル事業者の指示に従い、貸与された接続機器を返還するものとします。   | 第9条(住所の移転)<br>8.本条に従い会員が本サービスを解約する場合、会員は、当社の指示に従い、貸与された接続機器を返還するものとします。   |
| 第29条の2(会員による本サービスの利用休止と利用再開)<br>3.会員の利用休止期間が12ヶ月を超えた場合、会員は、当社または指定レンタル事業者の指示に従い、貸与された接続機器を返還する必要があります。また、会員の利用休止期間が12ヶ月を超えた場合、当社は会員に通知の上、本サービスの利用契約を解除できるものとします。  | 第29条の2(会員による本サービスの利用休止と利用再開)<br>3.会員の利用休止期間が12ヶ月を超えた場合、会員は、当社の指示に従い、貸与された接続機器を返還する必要があります。また、会員の利用休止期間が12ヶ月を超えた場合、当社は会員に通知の上、本サービスの利用契約を解除できるものとします。  |
| 第32条(会員による利用契約の解約)<br>2.本条に従い会員が本サービスを解約する場合、会員は、当社または指定レンタル事業者の指示に従い、貸与された接続機器を返還するものとします。   | 第32条(会員による利用契約の解約)<br>2.本条に従い会員が本サービスを解約する場合、会員は、当社の指示に従い、貸与された接続機器を返還するものとします。   |
| 第44条(BBフォンコンボモードに関する特約条件)<br>接続機器について、本サービスの利用のために当社または指定レンタル事業者が会員に対し、BBフォンコンボモード(ADSLモードとBBフォンアダプターの両方の機能を内蔵した接続機器をいいます、以下「BBコンボ」といいます。)を提供した場合(レンタルした場合のみならず、BBコンボを買取された会員も含む。)の取扱いとして、以下の特約条件を定めるものとします。<br>1.本サービスの利用契約が継続している期間中、会員がBBコンボと会員のパソコン等の端末とを接続した場合、当社およびヤフー株式会社が提供するADSLサービス「Yahoo! BB」(以下「Yahoo! BB」といいます。)を利用することができます。<br>2.会員がBBコンボと会員のパソコン等の端末に接続し、かつ、当社がその接続を確認したときは、会員は、当社が定める「ソフトバンクBBサービス規約」、および当社または指定レンタル事業者が定める「接続機器レンタル規約」(注:「接続機器レンタル規約」につきましては、BBコンボを買取希望された会員には適用されません。)ならびにヤフー株式会社が定める「Yahoo! BBサービス会員規約(約款)」に同意の上、Yahoo! BBの申し込みをしたものとみなします。 | 第44条(BBフォンコンボモードに関する特約条件)<br>接続機器について、本サービスの利用のために当社が会員に対し、BBフォンコンボモード(ADSLモードとBBフォンアダプターの両方の機能を内蔵した接続機器をいいます、以下「BBコンボ」といいます。)を提供した場合(レンタルした場合のみならず、BBコンボを買取された会員も含む。)の取扱いとして、以下の特約条件を定めるものとします。<br>1.本サービスの利用契約が継続している期間中、会員がBBコンボと会員のパソコン等の端末とを接続した場合、当社およびヤフー株式会社が提供するADSLサービス「Yahoo! BB」(以下「Yahoo! BB」といいます。)を利用することができます。<br>2.会員がBBコンボと会員のパソコン等の端末に接続し、かつ、当社がその接続を確認したときは、会員は、当社が定める「ソフトバンクBBサービス規約」、および「接続機器レンタル規約」(注:「接続機器レンタル規約」につきましては、BBコンボを買取希望された会員には適用されません。)ならびにヤフー株式会社が定める「Yahoo! BBサービス会員規約(約款)」に同意の上、Yahoo! BBの申し込みをしたものとみなします。 |
| 第44条(BBフォンコンボモードに関する特約条件)<br>5.会員と当社およびヤフー株式会社との間でYahoo! BB利用契約が成立した場合、Yahoo! BBの利用に関する条件はすべて当社が定める「ソフトバンクBBサービス規約」および当社または指定レンタル事業者が定める「接続機器レンタル規約」(注:BBコンボをレンタルする会員のみに適用します)ならびにヤフー株式会社が定める「Yahoo! BBサービス会員規約(約款)」に従うものとします。  | 第44条(BBフォンコンボモードに関する特約条件)<br>5.会員と当社およびヤフー株式会社との間でYahoo! BB利用契約が成立した場合、Yahoo! BBの利用に関する条件はすべて当社が定める「ソフトバンクBBサービス規約」および「接続機器レンタル規約」(注:「接続機器レンタル規約」につきましては、BBコンボをレンタルする会員のみに適用します)ならびにヤフー株式会社が定める「Yahoo! BBサービス会員規約(約款)」に従うものとします。  |
| 第48条(ファームウェアのバージョンの更新)<br>4.ファームウェアのバージョン更新に起因して接続機器が正常に作動しなくなつた場合、当社または指定レンタル事業者は、会員の申告に基づき当該接続機器を正常な接続機器と取り替えるものとします。<br>5.ファームウェアのバージョン更新に関する当社および指定レンタル事業者の責任は、前項に定める対応を実施すること以外一切責任を負わないものとします。  | 第48条(ファームウェアのバージョンの更新)<br>4.ファームウェアのバージョン更新に起因して接続機器が正常に作動しなくなつた場合、当社は、会員の申告に基づき当該接続機器を正常な接続機器と取り替えるものとします。<br>5.ファームウェアのバージョン更新に関する当社の責任は、前項に定める対応を実施すること以外一切責任を負わないものとします。  |

| 「無線TVサービス利用規約」新旧対照表  |   |
|--|---|
| 改定前(2008年6月1日付)  | 改定後(2010年3月31日付)  |
| 第2条(定義)<br>(9)「指定レンタル事業者」とは、接続機器を会員に対してレンタルする事業者として当社が指定する事業者をいいます。  | 第2条(定義)<br>(9)削除  |
| 第2条(定義)<br>(10)「接続機器レンタル規約」とは、モデム、無線LANカード等の接続機器のレンタルに関して当社または指定レンタル事業者が定める規約をいいます。  | 第2条(定義)<br>(10)「接続機器レンタル規約」とは、モデム、無線LANカード等の接続機器のレンタルに関して当社が定める規約をいいます。   |
| 「公衆無線LAN利用規約」新旧対照表   |   |
| 改定前(2009年11月1日付)   | 改定後(2010年3月31日付)  |
| 第2条(定義)<br>(14)「指定レンタル事業者」とは、接続機器を会員に対してレンタルする事業者として当社が指定する事業者をいいます。   | 第2条(定義)<br>(14)削除   |
| 第21条(無線LANパックセット値引きに関する特約)<br>1. 当社は、会員が、本サービスの利用契約の対象となるサービス会員回線において当社または指定レンタル事業者の定める「接続機器レンタル規約」に基づき提供する無線LANカードのレンタル契約の申し込みを行った場合、本サービスの月額利用料金を値引きします。   | 第21条(無線LANパックセット値引きに関する特約)<br>1. 当社は、会員が、本サービスの利用契約の対象となるサービス会員回線において当社の定める「接続機器レンタル規約」に基づき提供する無線LANカードのレンタル契約に適用される、当社またはBBMRの定める接続機器レンタル規約および接続機器レンタル個別規定をいいます。   |
| 「BBサポートワイド会員規約」新旧対照表   |   |
| 改定前(2010年2月1日付)  | 改定後(2010年3月31日付)  |
| 第2条(定義)<br>7.「接続機器」とは、会員がYahoo! BBサービスまたはSoftBankブロードバンドサービスの利用に際し、当社またはBBモデムレンタル有限会社(以下「BBMR」といいます。)よりレンタルするモデム等の接続機器をいいます。<br>8.「レンタル規約」とは、会員が接続機器を当社またはBBMRよりレンタルするにあたり、当該レンタル契約に適用される、当社またはBBMRの定める接続機器レンタル規約および接続機器レンタル個別規定をいいます。<br>9.「レンタル接続機器に関する特典」とは、BBMRと当社との調整により、レンタル規約による修理交換費支払事由発生時に、当該費用が不要となることをいいます。  | 第2条(定義)<br>7.「接続機器」とは、会員がYahoo! BBサービスまたはSoftBankブロードバンドサービスの利用に際し、当社よりレンタルするモデム等の接続機器をいいます。<br>8.「レンタル規約」とは、会員が接続機器を当社よりレンタルするにあたり、当該レンタル契約に適用される、当社の定める接続機器レンタル規約および接続機器レンタル個別規定をいいます。<br>9.「レンタル接続機器に関する特典」とは、レンタル規約による修理交換費支払事由発生時に、当該費用が不要となることをいいます。  |
| 「接続機器レンタル規約(ソフトバンクBB)」新旧対照表  |   |
| 改定前(2008年12月1日付)   | 改定後(2010年3月31日付)  |
| 第11条(個人情報等の保護)<br>当社は、会員の個人情報を接続機器及びレンタル契約の証券化・流動化またはこれらを利用したその他の資金調達に伴い、これに必要な範囲で、個人情報を適切に管理するよう契約等により義務づけた取引当事者に対し、氏名、住所、電話番号、E-Mailアドレス、カスタマーID等の個人情報を提供するものとします。なお、本規約第12条に従ってレンタル契約の地位の譲渡が生ずる場合は、同条第3項(7)の規定に従うものとします。  | 第11条(個人情報等の保護)<br>2.削除  |
| 「接続機器レンタル規約(ヤフー!BB光 with フレッツ/Yahoo!BB光フレッツコース用)(ソフトバンクBB)」新旧対照表   |   |
| 改定前(2010年2月1日付)  | 改定後(2010年3月31日付)  |
| 第3条(レンタル契約の成立及び終了)<br>1.レンタル契約は当社または当社が指定する者によって、会員に対し光BBユニットを引渡したときに成立するものとします。   | 第3条(接続機器のレンタル契約の成立及び終了)<br>1.接続機器のレンタル契約の申込は、予め本規約に同意の上、当社が定める方法により、当社に対し行うものとし、当該レンタル契約は、会員がレンタルを希望する接続機器毎に成立するものとします。<br>2.接続機器のレンタル契約は当社または当社が指定する者によって、レンタルを希望する会員に対し会員の希望するサービス内容に応じた接続機器を引渡したときに成立するものとします。ただし、無線LAN機能内蔵型の光BBユニットのレンタル契約成立後に追加で無線LANカードのレンタルの申し込みを行った場合、当社がかかる申し込みを受諾した日をもって、無線LANカードのレンタル契約が成立するものとします。                      |
| 第10条(レンタル契約終了等に伴う返還)<br>1.本規約に基づく光BBユニットのレンタル契約が終了した場合、会員は、光BBユニットを当社に返還するものとします。なお、光BBユニット返還先住所については別途定めるものとし、この場合返還に要する費用は会員の負担とします。また、かかる返還が完了するまでの間に光BBユニットに故障等が発生した場合、当該光BBユニットの修理交換料金等は会員の負担とします。  | 第10条(接続機器のレンタル契約終了等に伴う返還)<br>1.本規約に基づく接続機器のレンタル契約が終了した場合、ソフトバンクBB光サービスの利用契約が継続する場合であっても、会員は、接続機器を当社に返還するものとします。ただし、接続機器のうち、無線機能内蔵型の光BBユニットのレンタルを受けている会員が、無線LANカードのレンタル契約のみを解約し、無線LAN機能内蔵型の光BBユニットのレンタル契約を継続する場合はこの限りではありません。なお、接続機器の返還先住所については別途当社が定めるものとし、この場合返還に要する費用は会員の負担とします。また、かかる返還が完了するまでの間に接続機器に故障等が発生した場合、当該接続機器の修理交換料金等は会員の負担とします。       |
| 第11条(個人情報等の保護)<br>2.当社は、会員の個人情報を光BBユニット及びレンタル契約の証券化・流動化またはこれらを利用したその他の資金調達に伴い、これに必要な範囲で、個人情報を適切に管理するよう契約等により義務づけた取引当事者に対し、氏名、住所、電話番号、E-Mailアドレス、カスタマーID等の個人情報を提供するものとします。なお、本規約第12条に従ってレンタル契約の地位の譲渡が生ずる場合は、同条第3項(7)の規定に従うものとします。   | 第11条(個人情報等の保護)<br>2.削除  |
| 無線LANカードを内蔵した光BBユニット(以下「無線機能内蔵型光BBユニット」といいます。)のレンタルを受ける会員の特約   | 無線LANカードを内蔵した光BBユニット(以下「無線機能内蔵型光BBユニット」といいます。)のレンタルを受ける会員の特約<br>削除  |
| 第14条(内蔵無線LANカードの取扱い)<br>第3条第1項の規定にかかわらず、無線機能内蔵型光BBユニットに内蔵されている無線LANカード(以下「内蔵無線LANカード」といいます。)を利用するしない会員については、レンタル契約は当社または当社が指定する者によって、会員に対し光BBユニットを引き渡したときに、内蔵無線LANカードを除く光BBユニットについて成立するものとします。また、レンタル契約の成立と同時に、当社との間で内蔵無線LANカードにかかる使用貸借契約(以下「サービス利用前使用貸借契約」といいます。)が成立するものとし、当該使用貸借契約期間中の内蔵無線LANカードについてレンタル料は発生しないものとします。なお、BBモデムレンタル有限会社に対して内蔵無線LANカードのレンタルの申し込みをしない限り、内蔵無線LANカードは利用できません。 | 第14条(内蔵無線LANカードの取扱い)<br>会員がBBモデムレンタル有限会社が提供する内蔵無線LANカードのレンタルの申し込みを行った場合、BBモデムレンタル有限会社がかかる申し込みを受諾した日をもって、第14条に基づく当社との間の内蔵無線LANカードにかかるサービス利用前使用貸借契約は当然に終了するものとし、以後はBBモデムレンタル有限会社の「接続機器レンタル規約」の定めに基づき、BBモデムレンタル有限会社との間でレンタル契約が成立するものとします。なお、かかる会員は、サービス利用前使用貸借契約の終了後はBBモデムレンタル有限会社から借り受けたものとして内蔵無線LANカードを利用するものとし、当社は、かかる会員に対し、本規定をもって上記の旨を通知するものとします。 |
| 第16条(内蔵無線LANカードのレンタル契約の終了に伴う使用貸借の再開)<br>会員が内蔵無線LANカードのレンタルの解約を申し入れた場合その他BBモデムレンタル有限会社の「接続機器レンタル規約」の定めに基づき内蔵無線LANカードのレンタル契約が終了する場合は、当該レンタル契約の終了をもって、当社との間で内蔵無線LANカードにかかる使用貸借契約(以下「サービス利用後使用貸借契約」といいます。)が成立するものとします。なお、当該使用貸借契約期間中の内蔵無線LANカードについてレンタル料は発生しないものとします。  | 第16条(内蔵無線LANカードのレンタル契約の終了に伴う使用貸借の再開)<br>会員が内蔵無線LANカードのレンタルの解約を申し入れた場合その他BBモデムレンタル有限会社の「接続機器レンタル規約」の定めに基づき内蔵無線LANカードのレンタル契約が終了する場合は、当該レンタル契約の終了をもって、当社との間で内蔵無線LANカードにかかる使用貸借契約(以下「サービス利用後使用貸借契約」といいます。)が成立するものとします。なお、当該使用貸借契約期間中の内蔵無線LANカードについてレンタル料は発生しないものとします。   |
| 第17条(その後の内蔵無線LANカードレンタルの開始・終了時の準用)<br>前二条の規定は、サービス利用後使用貸借契約の成立後の内蔵無線LANカードのレンタルの開始および終了時に準用するものとします。   | 第17条(その後の内蔵無線LANカードレンタルの開始・終了時の準用)<br>前二条の規定は、サービス利用後使用貸借契約の成立後の内蔵無線LANカードのレンタルの開始および終了時に準用するものとします。  |

「BBフォンステーションレンタル規約（BBモデムレンタル有限会社）」新旧対照表

| 改定前(2007年3月31日付)  | 改定後(2010年3月31日付)  |
|---|---|
| BBフォンステーションレンタル規約 (BBモデムレンタル有限会社)   | BBフォンステーションレンタル規約 (ソフトバンクBB株式会社)  |
| <b>第2条(定義)</b><br>本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。<br>(1)「BBフォンステーション」とは、ソフトバンクBB株式会社(以下「ソフトバンクBB」といいます。)が提供するプロードバンドサービスを利用することを目的とした接続機器のひとつで、電話機能を備えたものをいいます。<br>(2)「Yahoo! BBサービス」とは、ソフトバンクBBおよびヤフー株式会社(以下「ヤフー」といいます。)が提供するDSL技術等を利用したプロードバンドサービスの総称をいいます。<br>(3)「Yahoo! BBサービス会員」とは、ヤフーおよびソフトバンクBBとの間でYahoo! BBサービスの利用契約が成立した会員をいいます。  | <b>第2条(定義)</b><br>本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。<br>(1)「BBフォンステーション」とは、当社が提供するプロードバンドサービスを利用することを目的とした接続機器のひとつで、電話機能を備えたものをいいます。<br>(2)「Yahoo! BBサービス」とは、当社およびヤフー株式会社(以下「ヤフー」といいます。)が提供するDSL技術等を利用したプロードバンドサービスの総称をいいます。<br>(3)「Yahoo! BBサービス会員」とは、ヤフーおよび当社との間でYahoo! BBサービスの利用契約が成立した会員をいいます。  |
| <b>第5条(ファームウェアのバージョンの更新)</b><br>1. 本サービスの提供に必要なネットワークを提供するソフトバンクBBは、サービスの品質を維持・向上すること、新サービスを提供すること等を目的として、会員に事前に通知することなく同社の裁量により同社のネットワークの規格、仕様等を変更する場合があります。<br>2. 前項の場合、当社が会員にレンタルしている「BBフォンステーション」がソフトバンクBBのネットワークの規格、仕様等に適合すべく、自動的にソフトバンクBBの電気通信設備に接続し、「BBフォンステーション」がサービス会員回線に接続され、かつ、「BBフォンステーション」の電源が投入状態である必要があります)、「BBフォンステーション」に含まれるソフトウェア(以下「ファームウェア」といいます。)のバージョンを更新する場合があります。 | <b>第5条(ファームウェアのバージョンの更新)</b><br>1. 本サービスの提供に必要なネットワークを提供する当社は、サービスの品質を維持・向上すること、新サービスを提供すること等を目的として、会員に事前に通知することなく当社の裁量により当社のネットワークの規格、仕様等を変更する場合があります。<br>2. 前項の場合、当社が会員にレンタルしている「BBフォンステーション」が当社のネットワークの規格、仕様等に適合すべく、自動的に当社の電気通信設備に接続し、「BBフォンステーション」がサービス会員回線に接続され、かつ、「BBフォンステーション」の電源が投入状態である必要があります)、「BBフォンステーション」に含まれるソフトウェア(以下「ファームウェア」といいます。)のバージョンを更新する場合があります。 |
| <b>第14条(個人情報等の保護)</b><br>当社は、会員および申込者の個人情報の収集、利用、提供および公表等にあたり、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)、総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」、および「個人情報保護マネジメントシステム 要求事項」(JISQ15001)の遵守徹底を図り、当社の「個人情報保護のための行動指針」( <a href="http://www.bbmr.co.jp/privacy/index.html">http://www.bbmr.co.jp/privacy/index.html</a> )に従い適切に実施します。  | <b>第14条(個人情報等の保護)</b><br>当社は、会員および申込者の個人情報の収集、利用、提供および公表等にあたり、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)、総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」、および「個人情報保護マネジメントシステム 要求事項」(JISQ15001)の遵守徹底を図り、当社の「個人情報保護のための行動指針」( <a href="http://www.softbankbb.co.jp/privacy/index.html">http://www.softbankbb.co.jp/privacy/index.html</a> )に従い適切に実施します。  |
| <b>[付記]</b><br>本サービスを提供するにあたり、本規約に定めのない事項については、本規約の他に各々のサービスに適用される下記規約を準用するものとします。<br>1. 「Yahoo! BBサービス」会員：ヤフー株式会社の定める「Yahoo! BBサービス会員規約(約款)」およびソフトバンクBB株式会社の定める「ソフトバンクBBサービス規約」<br>2. 「BBフォンサービス」会員：ソフトバンクBB株式会社の定める「BBフォン利用規約」  | <b>[付記]</b><br>本サービスを提供するにあたり、本規約に定めのない事項については、本規約の他に各々のサービスに適用される下記規約を準用するものとします。<br>1. 「Yahoo! BBサービス」会員：ヤフー株式会社の定める「Yahoo! BBサービス会員規約(約款)」および当社の定める「ソフトバンクBBサービス規約」<br>2. 「BBフォンサービス」会員：当社の定める「BBフォン利用規約」  |